

著作権の一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）

に関するアンケートの調査結果

2009年9月14日

特定非営利活動法人 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

調査結果のまとめ

この報告書は、特定非営利活動法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン（以下、「CCJP」という）が実施した著作権の一般制限規定に関するアンケート調査（以下「本調査」という）の結果をまとめたものである。本調査（有効回答数：912件）からは、以下の結論が得られた。

- (1) 現行の著作権法上は違法とされる著作物の利用行為であっても、創作活動やコンテンツの利用にかかわっているクリエイターやユーザーの多くがフェアだと考えるものが複数存在する。
- (2) クリエイターは著作権の強力な保護を支持する傾向にあるのではないかと、との観点から、上記(1)の回答について、創作活動の頻度と、各利用行為がフェアであると考えられる度合いの間に相関関係があるかを検討したが、相関関係は認められず、創作活動を通じて収入を得ている人と得ていない人の間でも、各利用行為をフェアであると考えられる度合いについて、ほとんど差が認められなかった。
- (3) 興味深いことに、創作活動から収入を得ているクリエイターの方が、収入を得ていないクリエイターに比べ、ポスターの写りこみ、マスコット・キャラのパロディ、社内利用の各シナリオにおいて、著作物利用をフェアだと考える傾向がやや強かった。
- (4) 著作権の制限規定について、個別の事例ごとに立法する場合と、より一般的・包括的な制限規定を導入する場合のどちらが望ましいかについて尋ねたところ、一般制限規定を支持する意見が61%を占め、個別制限規定を支持する意見（20%）の約3倍に上る。
- (5) 一般制限規定を導入した場合、クリエイターが事前に予想していなかったような形で自分の作品の利用がなされる機会が増える可能性があることを説明した上で、権利保護（権利者による許諾）を重視する著作権制度と、許諾を受けずに一定の自由な利用が可能になる著作権制度とではどちらが良いか尋ねたところ、後者を支持する意見が71%を占め、前者を支持する意見（15%）の約5倍に上る。
- (6) クリエイターは著作権の強力な保護を支持する傾向にあるのではないかと、との観点から、創作活動の頻度や、創作活動から得ている収入により、上記(4)および(5)で得られた結果に違いがあるかを分析したところ、有意な差は認められなかった。
- (7) 一般制限規定を導入すると仮定した場合、フェアであるかどうかを判断する上で考慮すべき要素としては、質問したいずれの要素についても一定の割合で「考慮すべき」との回答があったが、特に「元の作品に対して新たな創作性をつけ加えているかを考慮すべき」が多くの支持を集めた。

- (8) 一般制限規定を導入する場合には、著作隣接権者からの許諾も同様に不要とするほうがよいとの意見が 61%を占め、そうは思わないとの意見（18%）の 3 倍以上に上り、創作活動の頻度や創作活動からの収入の有無で有意な差は認められなかった。
- (9) 一般制限規定を導入する場合には、著作者人格権者からの許諾も同様に不要とするほうがよいかどうかについては、賛成意見と反対意見が大きく分かれ、創作活動の頻度や創作活動からの収入の有無で有意な差は認められなかった。

本調査の概要

2009年7月24日から8月17日まで、CCJPのウェブサイト上で本調査を実施した（本調査の質問内容と回答の選択肢については、本報告書末尾の参考情報2を参照）。有効回答は912件寄せられた。本調査の告知は、CCJPその他のウェブサイト、メーリングリスト、ブログ（Twitterを含む）などで行い、回答の協力をお願いした（本調査の告知を行ったサイト等のリストについては、本報告書末尾の参考情報3を参照）。

本調査の主な結果

1. 現行の著作権法上は違法とされる著作物の利用行為であっても、創作活動やコンテンツの利用にかかわっているクリエイターやユーザーの多くがフェアだと考えるものが複数存在する。

本調査では現行の著作権法上は違法とされる著作物の利用行為のうち、比較的広く行われており実質的な違法性が低いと議論されている事例から、論者によって意見が分かれる可能性のある事例までを、下記の通り7つシナリオとしてランダムに設定し、それらの行為がフェアだと思うかどうかを5段階で評価してもらった（Q8～Q14）。

その結果を表1.1に示す。なお、「このような行為はフェアだと思いますか？」との質問に対して、1は「全くそう思わない」、5は「強くそう思う」を示す。

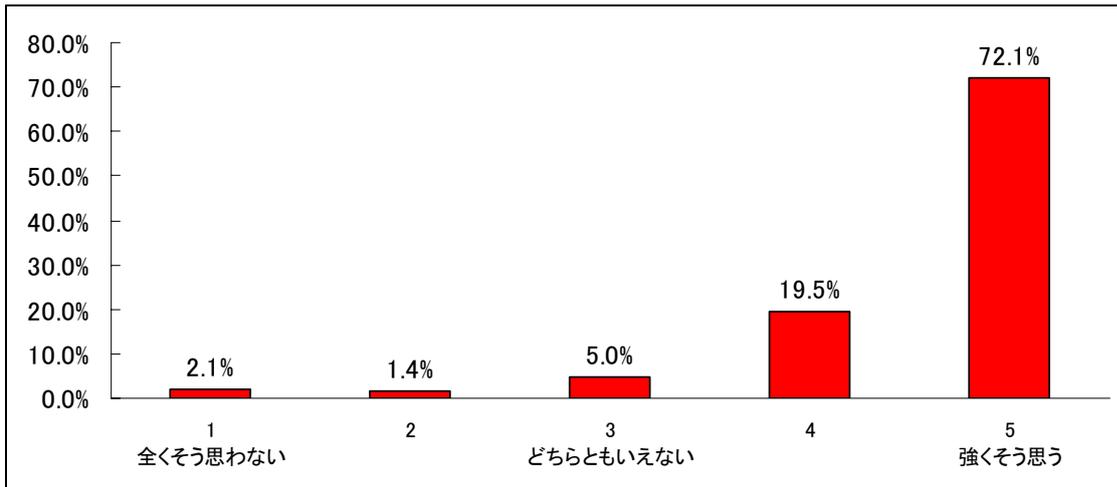
表 1.1：各利用行為例について、フェアだと考える度合いの回答数

	1	2	3	4	5	合計
Q8	19	13	45	177	655	909
Q9	20	30	67	167	625	909
Q10	153	167	201	169	219	909
Q11	187	195	207	176	133	898
Q12	36	53	103	248	466	906
Q13	23	16	39	120	708	906
Q14	261	114	138	118	259	890

質問を行った各利用行為につき、回答数をグラフで示すと、以下のようになる。

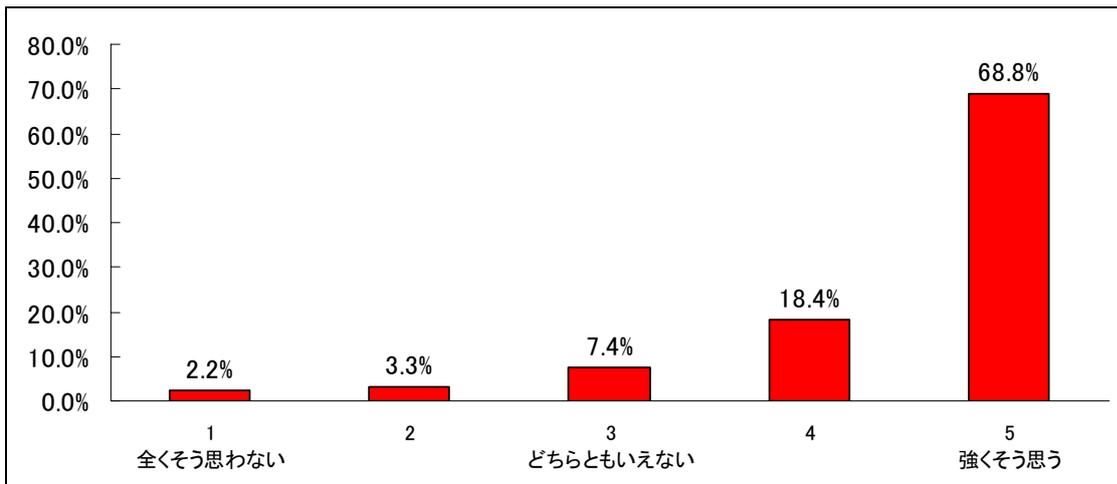
Q8 シナリオ 1:ポスターの写りこみ

子供の誕生日会の写真を撮影したら、リビングの壁にかかっていたポスターが写真の背景に写り込んでいたが、そのままブログで公開することは、フェアであると思うか。



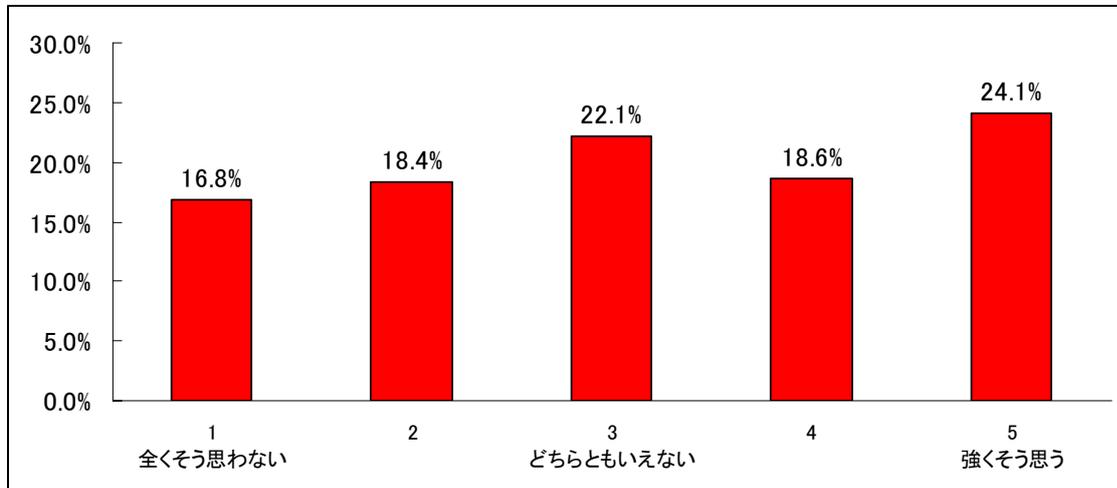
Q9 シナリオ 2:テーマパークのキャラクターとの撮影内容の公開

ディズニーランドを訪れた人が、ミッキーマウスとツーショットで写真や動画を撮り、それをブログで公開することは、フェアであると思うか。



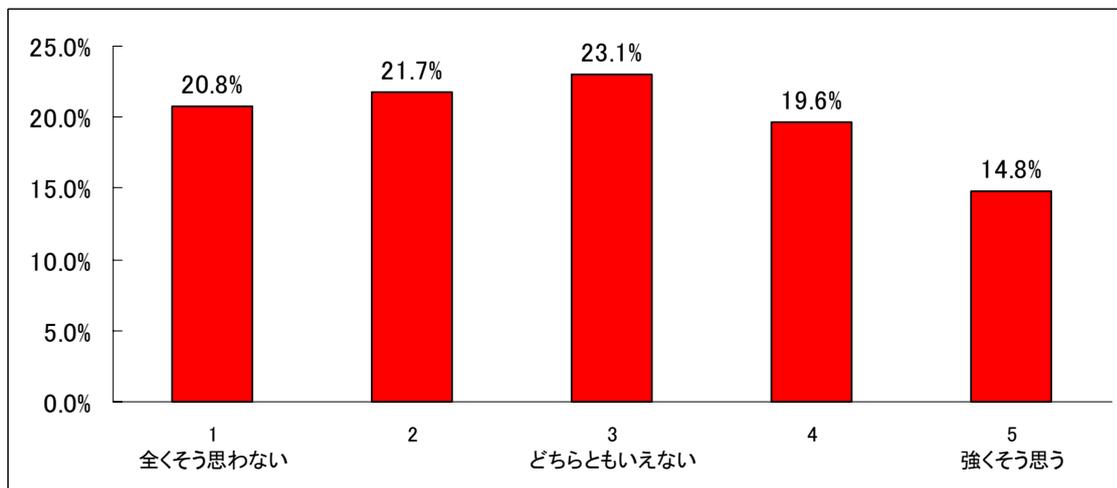
Q10 シナリオ 3:マスコット・キャラのパロディ

ある会社の批判をする人が、その会社のマスコット・キャラのパロディを作って、批判のために使うことは、フェアであると思うか。



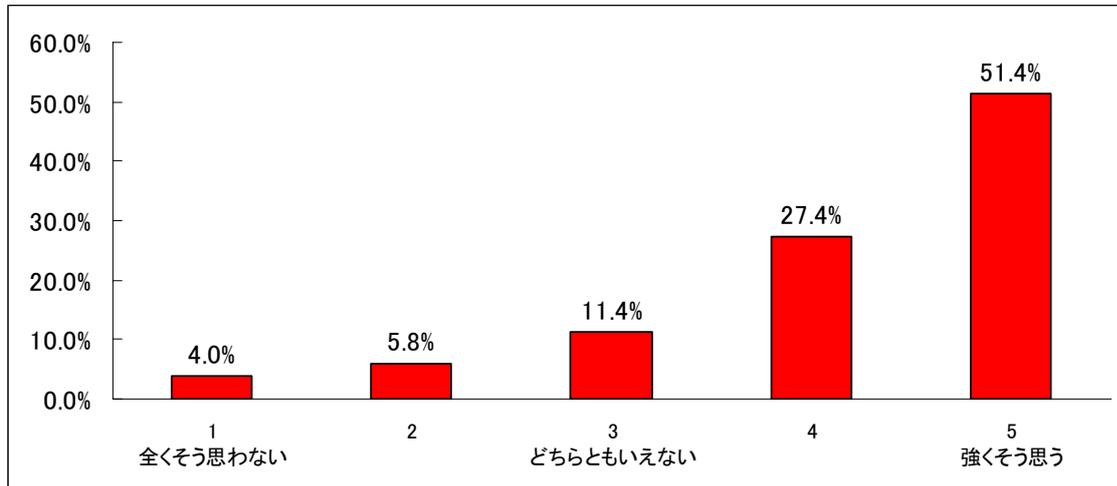
Q11 シナリオ 4:音源利用

音楽CDを作る人が、他人の曲からドラムの音源を2小節ほど借用してそれを背景に繰り返し流す形で使うことは、フェアであると思うか。



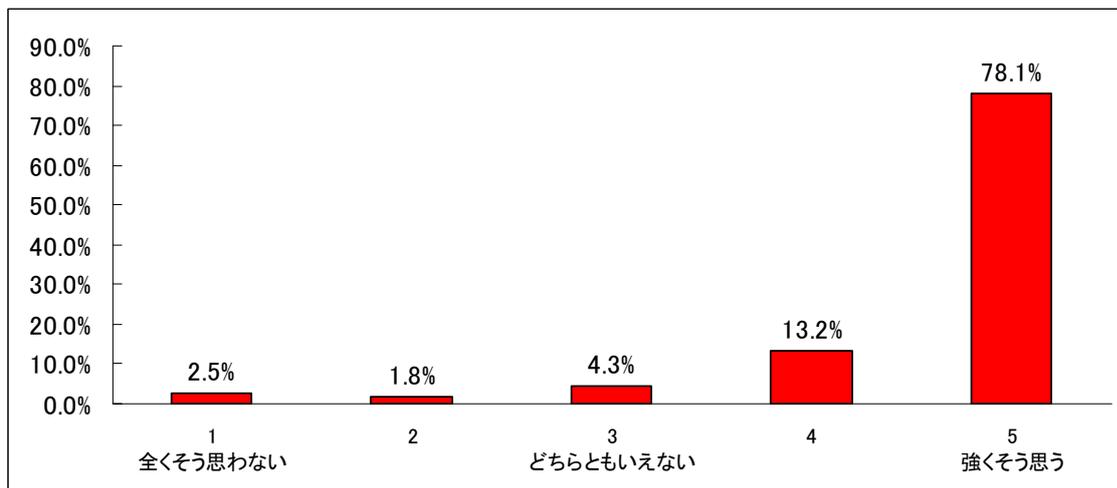
Q12 シナリオ 5:社内利用

社内ミーティング用資料を作る人が、会社にある新聞や雑誌の記事をコピーしたり、翻訳したりすること。あるいは、同僚との連絡で、そのような資料をファックスやメールで送ることは、フェアであると思うか。



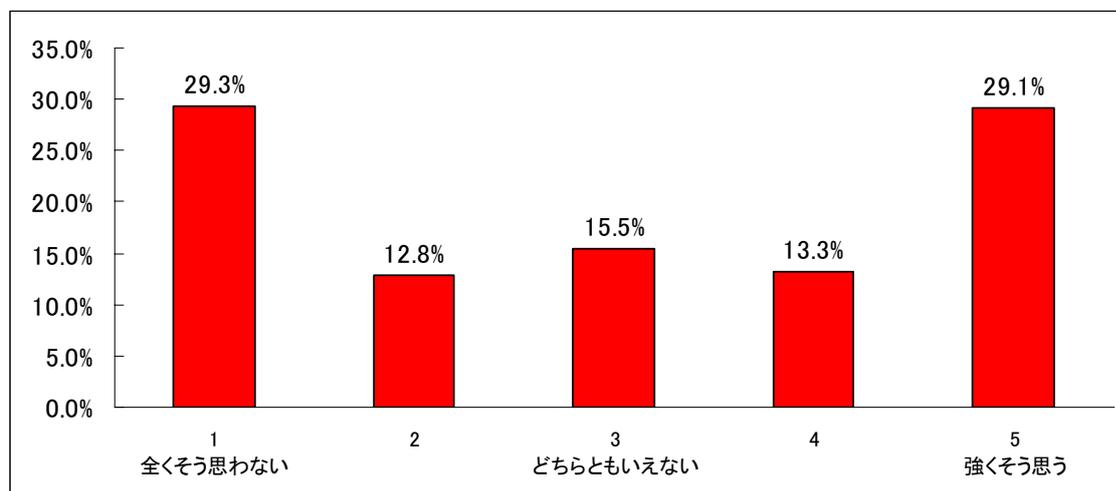
Q13 シナリオ 6:電子アーカイブ化による保存

絶版になっている本や劣化が進んでしまうフィルムを図書館や文化施設が電子アーカイブ化することは、フェアであると思うか。



Q14 シナリオ 7: 着うた作成サービス

個人が買ったCDの曲を、着うたのフォーマットに変換してその人にだけ送付するようなオンライン・サービスを、有料で提供すること。(サービスを提供するのは、その曲の作者など権利を持っている人ではないとします) は、フェアであると思うか。



上記のとおり、これらの行為をフェアであると回答した¹者の割合はそれぞれ 91%、85%、43%、35%、78%、91%、42%であった。この内、「Q10：マスコット・キャラのパロディ」「Q11：音源利用」「Q14：着うた作成サービス」については、賛否が分かれ、特に「Q14：着うた作成サービス」については、「強くそう思う」と「全くそう思わない」の2つに回答が二極化する傾向がみられた。一方、その他のシナリオについては「フェアである」と回答した者が多かった。ここから、現行の著作権法上は違法とされる著作物の利用行為であっても、創作活動やコンテンツの利用にかかわっているクリエイターやユーザーの多くがフェアだと考えるものが複数存在することが分かった。

なお、本調査では、具体的な質問を通して尋ねた利用行為のシナリオ数は限定されており、これらと異なる様々な利用行為について、どの程度、クリエイターやユーザーがフェアであると考えられるものがあるかについては、更なる調査や議論の必要があるように思われる。

2. 上記1の各シナリオに対する回答について、創作活動の頻度と、各利用行為をフェアであると考えer度合いの間に相関関係は認められず、創作活動を通じて収入を得ている人と得ていない人の間で、各利用行為をフェアであると考えer度合いにもほとんど差が認められなかった。興味深いことに、創作活動から収入を得ているクリエイターの方が、収入を得ていないクリエイターに比べ、Q8 (ポスターの写りこみ)、Q10 (マスコット・キャラのパロディ)、Q12 (社内利用) の各シナリオにおいて、その著作物利用をフェアだと考える傾向がやや強かった。

¹ 各質問において、「全くそう思わない」を「1」、「強くそう思う」を「5」として、回答を求めたうち、「4」又は「5」と回答した人の合計数。

著作権例外規定の導入に当たっては、その導入によって利益を享受する利用者と、許諾なしに自分の作品を利用される権利者との間で意見の対立があり得ることがしばしば指摘される。また、創作活動を行うクリエイター（権利者）の中でも、収入を得ている者とそうでない者の間で意見の対立があり得ることも議論されている。

そのため、本調査では、創作活動を行っているかどうか、及びその創作活動を通じて収入を得ているかどうかで、上記1の設例に対してフェアであると考えた度合いにいかなる影響があるかについて分析を行った。

その結果、本調査では、以下に述べるとおり、創作活動の頻度や、創作活動から得ている収入の有無によって、結論に大きな違いは見いだされなかった。

具体的には、創作活動に関与している頻度と、本調査で挙げた利用行為をフェアと考える度合いの間には統計的に有意な相関は認められなかった（表 2.1）。

表 2.1：創作活動に関与する頻度と、各利用行為事例をフェアと考える度合いの相関

	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14	全平均
データ件数	906	906	906	895	903	903	887	909
相関係数 r	0.046	0.015	0.034	0.0095	0.058	-0.0058	-0.019	0.024
統計的有意性	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

註： 統計的有意性は、1%水準の両側検定による。但し 5%水準での有意性もいずれにも認められなかった。また、全平均は、利用行為事例に対する回答の平均値と、創作活動に関与する頻度を用いた相関分析である。

なお、創作活動に関与する頻度は以下のように質問した。

Q3. あなたはどのぐらいの頻度で創作活動をしていますか？

一番近いと思われるものを選んでください。

- * 一切していない → Q7 へ
- * 年に数回程度
- * 月に数回程度
- * 週に数回程度、またはそれ以上

また、創作活動を通じて収入を得ているグループとそうでないグループを分け、両者が各利用行為をフェアだと考える度合いに差が見られるかどうかを分析したところ、統計的に有意な差はほとんど認められなかった。ただし、Q8（ポスターの写りこみ）、Q10（マスコット・キャラのパロディ）、Q12（社内利用）の各シナリオにおいては、収入を得ているグループの方が、フェアであると考えた度合いが若干ながら有意に高いという結果が得られた（表 2.2）。

表 2.2：創作活動から収入を得ているグループとそうでないグループの、
各利用行為事例をフェアと考える度合いの差

	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14
データ件数 1	520	521	521	514	519	520	512
データ件数 2	300	299	299	296	299	298	291
平均スコア 1	4.53	4.45	3.01	2.85	4.13	4.61	2.99
平均スコア 2	4.65	4.54	3.30	2.87	4.23	4.61	3.00
t 値	-2.12	-1.35	-2.31	-0.28	-2.11	0.013	-0.079
統計的有意性	5%	なし	5%	なし	5%	なし	なし

註： データ件数 1 は創作活動からの収入が全くないグループ、2 は収入があるグループ。平均スコア 1、2 はそれぞれのグループに分類された回答者が、各利用行為例についてフェアだと考えた度合いの平均値。分析はいずれも両側 t 検定により、両グループの間で、各利用行為例をフェアと考える度合いに差がないとする帰無仮説を検定したもの。F 検定に基づき、全てのグループの対について分散が異なるものとしてウェルチの t 検定を用いた。

なお、創作活動からの収入については以下のように質問した。

Q6. あなたは、創作活動でお金をもらっていますか？ ここでは、直接作品を売る場合だけでなく、広告やアフィリエイトなどを通じて収入を得る場合も含まれます。

- * 一切ない
- * 年に 10 万円未満
- * 年に 10 万円以上 50 万円未満
- * 年に 50 万円以上 100 万円未満
- * 年に 100 万円以上

次に、創作活動を通じて得ている収入と、利用行為例をフェアと考える度合いについての分析を補完すべく、分類の基準を変えて同様の分析を行った（表 2.3）。

創作活動を通じて収入を得ているとしても、その額が少なければ、自らの権利保護にさほど熱心になることがない、という可能性も考えられる。そこで、創作活動を通じて得ている収入が年間 10 万円未満のグループ（収入がない者を含む）と、10 万円以上の収入を得ているグループとの間で、各利用行為についてフェアだと考える度合いに差があるかどうかを調べたところ、1 つの利用行為を除いて有意な差は見出されなかった。有意な差が認められた利用行為は Q10（マスコット・キャラのパロディ）であり、創作活動から得る収入が年間 10 万円以上のグループでは、この利用行為についても「フェアである」と考えている傾向が若干ながら強かった。

表 2.3：創作活動から得ている収入が 10 万円未満のグループとそれ以上のグループの、各利用行為事例をフェアと考える度合いの差

	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14
データ件数 1	699	696	699	689	696	697	688
データ件数 2	121	124	121	121	122	121	115
平均スコア 1	4.56	4.48	3.11	2.89	4.19	4.62	3.03
平均スコア 2	4.70	4.54	3.41	2.70	4.19	4.55	2.82
t 値	-1.97	-0.71	-2.13	1.35	0.052	0.80	1.21
統計的有意性	なし	なし	5%	なし	なし	なし	なし

また、特に音楽分野における利用行為例について尋ねた Q11（「音楽 CD を作る人が、他人の曲からドラムの音源を 2 小節ほど借用してそれを背景に繰り返し流す形で使うこと」がフェアであると思うか）が、音楽分野の創作活動（「音楽の作詞・作曲・演奏」）を行っている者にどう捉えられているかについても分析を行った。音楽分野で創作活動を行っている者の創作活動の頻度と、音源利用をフェアだと思う度合いに有意な相関関係があるかを見たところ、有意性は認められなかった。

表 2.4：音楽分野で創作活動を行っている者の創作活動に関与する頻度と、音源利用行為事例をフェアと考える度合いの相関

	データ件数	相関係数 r	統計的有意性
値	198	0.029	なし

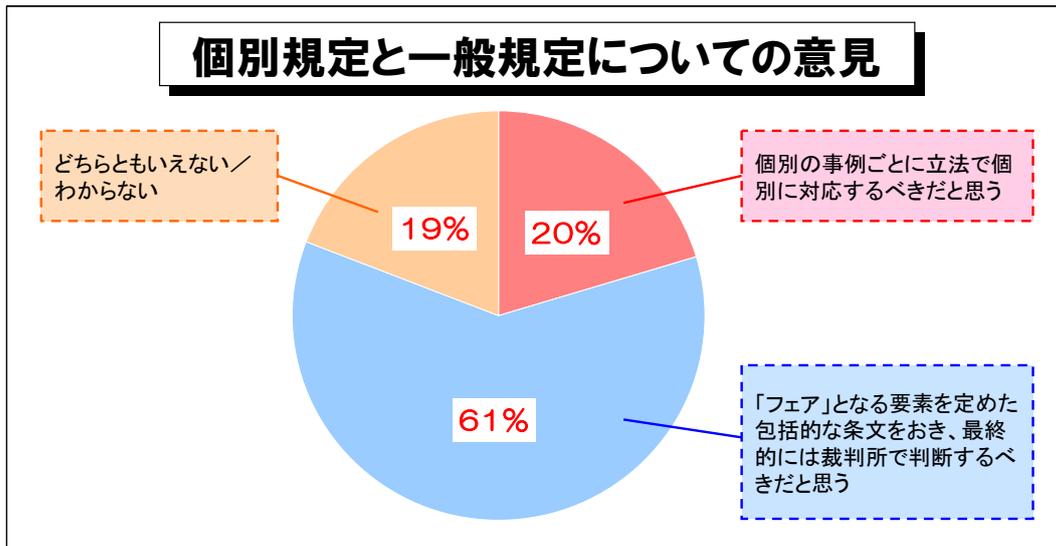
注：統計的有意性は、1%水準の両側検定による。但し 5%水準での有意性も認められなかった。

創作活動を通じて収入を得ている者の方が、いくつかの事例においてやや「フェアである」と考える傾向が強いこと理由として、収入を得て活動しているクリエイターの方がより慎重に権利処理をしなければならない必要に迫られており、その結果として、ある程度の利用行為は著作権法上も合法となったほうがよいと考える傾向があると推測される。

3 . 著作権の制限規定について、個別の事例ごとに立法する場合と、より抽象的・一般的な制限規定を導入する場合のどちらが望ましいかについて尋ねたところ、一般制限規定を支持する意見が 61% を占め、個別制限規定を支持する意見 (20%) の約 3 倍に上る。

本調査では、著作権の制限規定につき、個別規定と一般規定のいずれがよいと考えるかについて質問した (Q15)。その結果を表 3.1 に示す。

表 3.1 : 個別規定と一般規定についての意見



	回答件数 (%)	選択肢の文言
個別	184 (20)	個別の事例ごとに立法で個別に対応すべきだと思う
一般	552 (61)	「フェア」となる要素を定めた包括的な条文をおき、最終的には裁判所で判断すべきだと思う
不明	174 (19)	どちらとも言えない／わからない

上記のとおり、一般制限規定を支持する意見が 60%を占め、個別制限規定を支持する意見 (20%) の 3 倍に上る結果となった。

なお、質問は以下の表現を用いた。

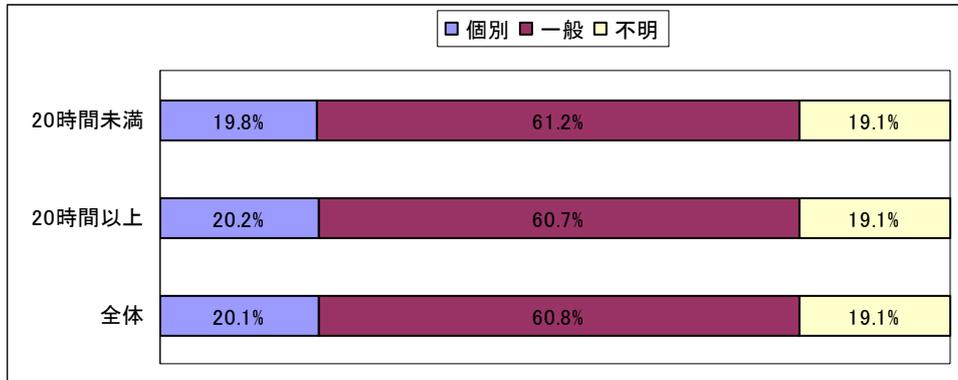
フェアである（合法とすべきである）とする具体的な事例について、一つ一つ具体的な条文を作って立法で対応するアプローチと、より抽象的・一般的に「フェア」となる要素だけを定めて、最終的に裁判所で判断するアプローチがあります。後者は、法律の条文上は比較的簡単で、法律を改正せずに様々な場面に対応できる柔軟性があると言われていています。同時に、何がフェアかの解釈をめぐる争いが増えたり、フェアとされるべきでない行為までフェアだと裁判所が判断してしまう可能性を心配する声もあります。

Q15. あなたはどちらの制度が よいと思いますか？（*包括的アプローチを採用する場合でも、これまでに上に挙げた行為の例が、すべてフェアとみなされることには限りません。）

- * 個別の事例ごとに立法で個別に対応すべきだと思う
- * 「フェア」となる要素を定めた包括的な条文をおき、最終的には裁判所で判断すべきだと思う
- * どちらとも言えない／わからない

この回答について、インターネット利用時間別（図表 3.2）、および年齢階層別（図表 3.3）にみたとき、何らかの傾向が認められるかを分析したが、いずれも有意な差は見られなかった。

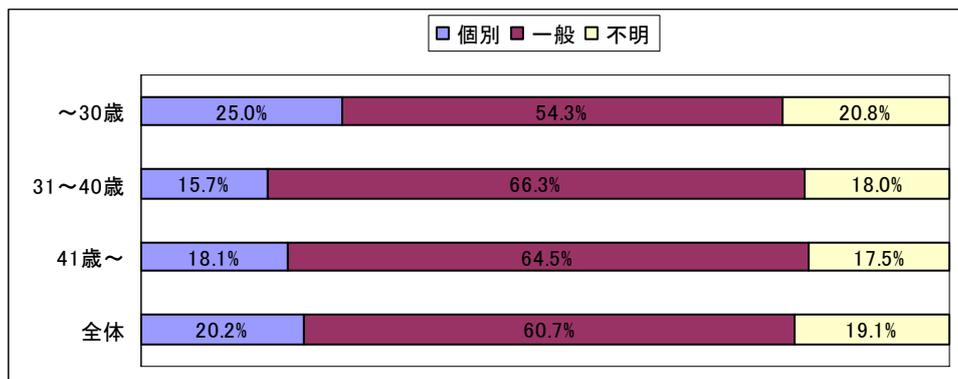
図表 3.2：インターネット利用時間別にみた個別・一般規定への意見



	個別	一般	不明
20 時間未満	55	170	53
20 時間以上	127	381	120
全体	182	551	173

註： 表中「不明」の欄は正確には「どちらともいえない／わからない」を選択した回答者数を表す。個別・一般についての意見の分布についてカイ 2 乗検定を行ったところ、統計上有意な差は見られなかった。

図表 3.3：年齢層別にみた個別・一般規定への意見



	個別	一般	不明
～30 歳	100	217	83
31～40 歳	54	228	62
41 歳～	30	107	29
全体	184	552	174

註： 表中「不明」の欄は正確には「どちらともいえない／わからない」を選択した回答者数を表す。個別・一般についての意見の分布についてカイ 2 乗検定を行ったところ、統計上有意な差は見られなかった。

上記の回答について、自由回答形式でその理由を尋ねたところ（Q16）、以下のような回答が多く見られた²。

<個別制限規定を支持する立場>

- 1) 一般的な条文にしたときの裁判所の判断に委ねることへの不安
 - ① 日本ではまだ裁判があまりなじまない
 - ② クリエイター側の考え方に対する理解が足りない
 - ③ 権利者の意見を尊重して欲しい
- 2) 裁判になった場合の問題
 - ① 個別のほうが裁判になったとしても迅速対応が可能
 - ② 個別のほうが裁判に持ち込まれることも少なく、利用者に便利
 - ③ 裁判になったときの費用が不安
- 3) 明確に列挙してくれたほうが使いやすい、わかりやすい、浸透しやすい、安心
- 4) 個別に対応しない場合、拡大解釈されるおそれがあるし、グレーな件が増える＝使いづらい
- 5) 一般的な条文によって裁判が増えることが不安（個人は企業に立ち向かえないのでは、泣き寝入りが増える、費用・時間がかかる）

<一般制限規定を支持する立場>

- 1) 立法が間に合わない、対応が遅い、
- 2) 個別に規定するのはコストがかかる
- 3) 一般制限規定がなければ技術開発や創作活動の委縮につながる
- 4) 一般制限規定のほうが柔軟性が高く、より多くの事例に対応できる
- 5) すぐに規定が陳腐化しない（個別規定はすぐ時代遅れになる）
- 6) 法律の専門家でなくても分かりやすい条文のほうがよい（個別規定が多すぎて分かりにくい、または全て個別に立法していると個別規定の数が増えすぎる）
- 7) 個別規定では例外として規定すべき局面が見落とされる可能性があったり、規定に抜け穴ができたりする
- 8) 著作物の利用にかかわる関連技術をよく理解していない個別立法は好ましくない
- 9) 著作物の流通を促進したほうがよい（作品は多くの人に届いてこそ価値を生む、他の人に使ってもらえて嬉しい、創作には先人の作品の利用が必要、など）
- 10) フェアであるかどうかは全体的なコンセンサスがないため、衝突があった時点で対応しながら線引きをしていったほうがよい

² なお、これらは報告書記載の便宜のために CCJP が取りまとめたものであり、全ての回答については、以下の URL に掲載しているので、参照されたい。

個別制限規定を支持する立場：

<http://creativecommons.jp/public/fairuse/kobetsu.pdf>

一般制限規定を支持する立場：

<http://creativecommons.jp/public/fairuse/ippan.pdf>

分からない／どちらともいえないとする立場：

<http://creativecommons.jp/public/fairuse/both.pdf>

<どちらともいえない、わからない>

1) 折衷案の導入希望

① 一般的な条文を作った上で、重要な部分や具体的にしやすい部分は個別規定をおくことで、裁判所判断を減らす。

② どちらかに決めてしまう、というのは無理

2) 立法までの道のりに時間がかかりそうでよくわからない

3) 第三者機関の採用を望む

4) どちらの対応方法も一長一短があり、まだ決められない

4-1) 一般制限規定が良いが、不安点がある

① 裁判に時間・費用がかかる点

② 裁判所の判断への不安

4-2) 個別制限規定が良いが、事例の多さや時代の変化のスピードを考えると難しい

5) どちらの方法も良くないため、判断できない

① 個別制限規定は時間がかかるし全部網羅できない、一般制限規定は裁判が増える、判断に不安

② 日本国民にアメリカのような裁判やフェアユースに関する意識・知識が足りない

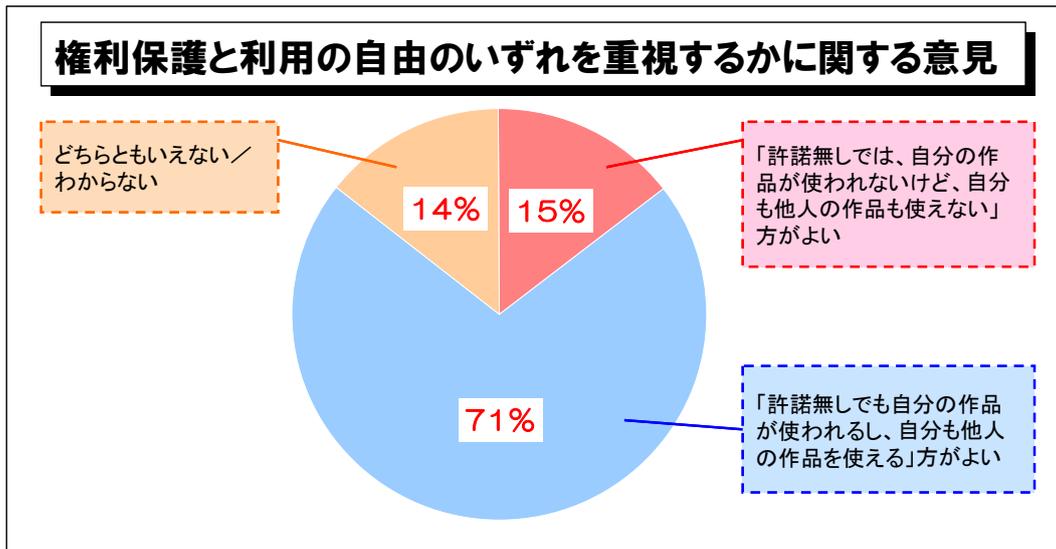
③ 個人的な見解が個々の事例で出てくるので、法律などで決められないのでは。

④ 著作権者の意思表示の公開をベースに判断すべき

4. 一般制限規定を導入した場合、クリエイターが事前に予想していなかったような形で自分の作品の利用がなされる機会が増える可能性があることを説明した上で、権利保護（権利者による許諾）を重視する著作権制度と、許諾を受けずに一定の自由な利用が可能になる著作権制度とではどちらが良いか尋ねたところ、後者を支持する意見が71%を占め、前者を支持する意見（15%）の約5倍に上る。

本調査では、仮に一般制限規定が導入されれば、他人の著作物が許諾なく利用できるようになるだけでなく、自分の創作した著作物についても他人から許諾なく利用されることとなる可能性があることを受け、権利保護（権利者による許諾）と利用の自由のいずれを重視するかについての回答者の意識を調査した（Q17）。その結果を表4.1に示す。

図表 4.1：権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見



	回答件数 (%)	選択肢の文言
保護	131 (15)	「許諾無しでは、自分の作品が使われないけど、自分も他人の作品も使えない」方がよい
自由	637 (71)	「許諾無しでも自分の作品が使われるし、自分も他人の作品を使える」方がよい
不明	130 (14)	どちらとも言えない／わからない

その結果、自分の作品が許諾なく利用されとしても、他人の作品を許諾なく利用できるほうがよいとの回答が70%を占め、個別に許諾をとることを重視する者(14%)の5倍に上る結果となった。

なお、質問は以下の表現を用いた。

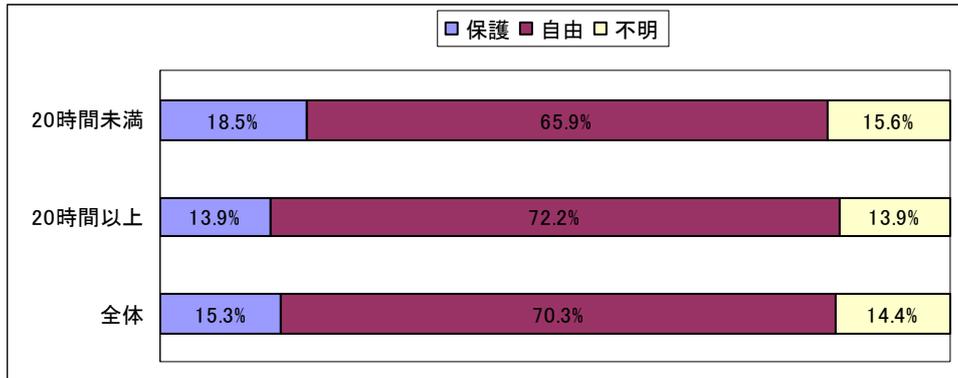
一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）導入の影響について
もし一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）が導入されると、一般原則に従って合法的な利用とそうでない利用が判断されます。そうすると、クリエイターが事前に予想していなかったような形で自分の作品が使われることが増えると考えられます。同時に、他の人の作品もいろいろな使い方ができるようになります。

Q17. あなたはこれについて以下のどちらの立場に近いですか？

- * 「許諾無しでは、自分の作品が使われないけど、自分も他人の作品も使えない」方がよい
- * 「許諾無しでも自分の作品が使われるし、自分も他人の作品を使える」方がよい
- * どちらとも言えない／わからない

この結果について、インターネットの利用時間（図表 4.2）、および年齢層（図表 4.3）との関連で何らかの傾向があるかを調べたが、いずれも有意な差は見られなかった。

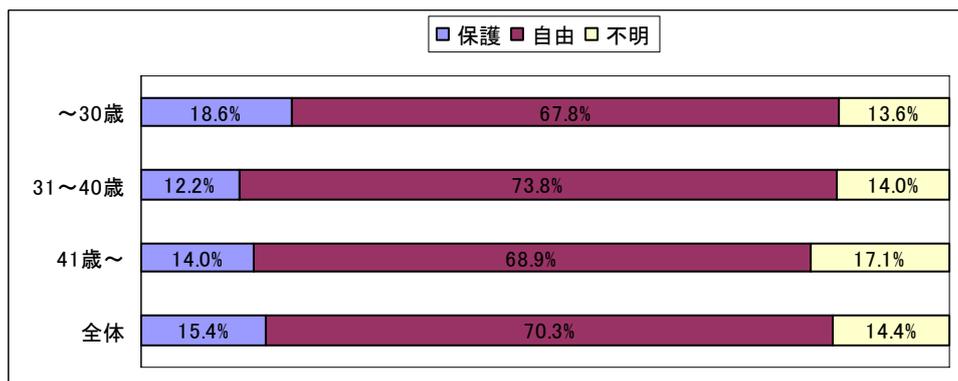
図表 4.2：インターネット利用時間別に見た、権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見



	保護	自由	不明
20 時間未満	51	182	43
20 時間以上	87	451	87
全体	138	633	130

註： インターネット利用時間によって区分したこの 2 グループそれぞれが、権利保護と利用の自由を支持する割合については、カイ 2 乗検定によって有意な差は認められなかった。

図表 4.3：年齢層別に見た、権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見



	保護	自由	不明
~30 歳	74	269	54
31~40 歳	42	254	48
41 歳~	23	113	28
全体	139	636	130

註： 年齢層毎に区分したこれら 3 つのグループそれぞれが権利保護と利用の自由を支持する割合については、カイ 2 乗検定によって有意な差は認められなかった。

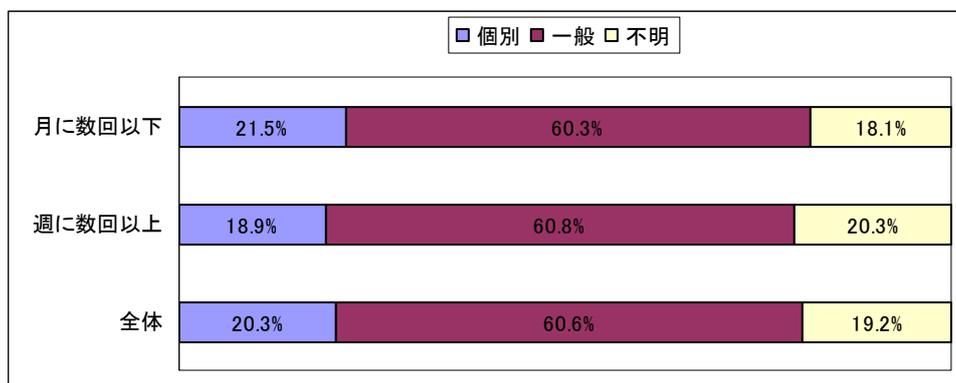
上記の分析結果から、多くの人が、ある程度相互に著作物を許諾なく利用できる一般制限規定による著作権制度が望ましいと考えていることがわかった。

5 . 創作活動の頻度や、創作活動から得ている収入により、上記 3 および 3 で得られた結果に違いがあるかを分析したところ有意な差は認められなかった。

著作権例外規定のあり方についても、その導入によって利益を享受する利用者と、許諾なしに自分の作品が利用される権利者との間で意見の対立があり得ることがしばしば指摘される。また、創作活動を行うクリエイター（権利者）の中でも、創作活動から収入を得ている者とそうでない者の間で意見の対立があり得ることも指摘されている。

そこで、個別制限規定と一般制限規定のいずれがよいと考えるか（Q15）、および、著作権の保護と、自由な著作物利用とのバランスについての意見（Q17）について、創作活動の頻度や、創作活動から得ている収入の有無と関係しているかどうかを分析したが、いずれの点でも、有意な差は認められなかった。

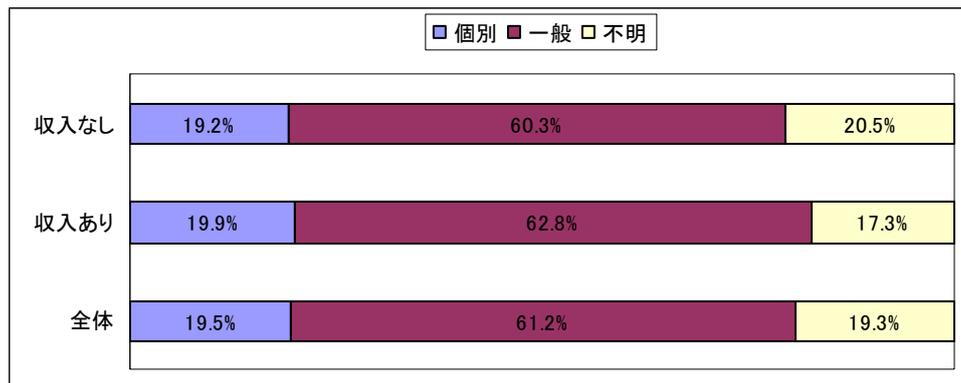
図表 5.1：創作活動の頻度別（2段階）に見た、個別・一般規定への意見



	個別	一般	不明
月に数回以下	101	283	85
週に数回以上	83	267	89
全体	184	550	174

註： カイ 2 乗検定によって両グループの個別・一般の回答の分布について調べたところ、有意な差は認められなかった。

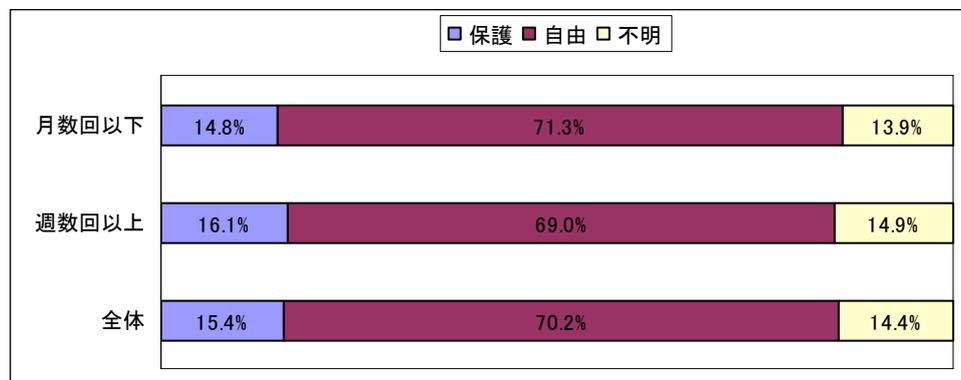
図表 5.2 : 創作活動から得ている収入の有無と個別・一般規定への意見



	個別	一般	不明
収入なし	100	314	107
収入あり	60	189	52
全体	160	503	159

註： カイ 2 乗検定によって両グループの個別・一般の回答の分布について調べたところ、有意な差は認められなかった。

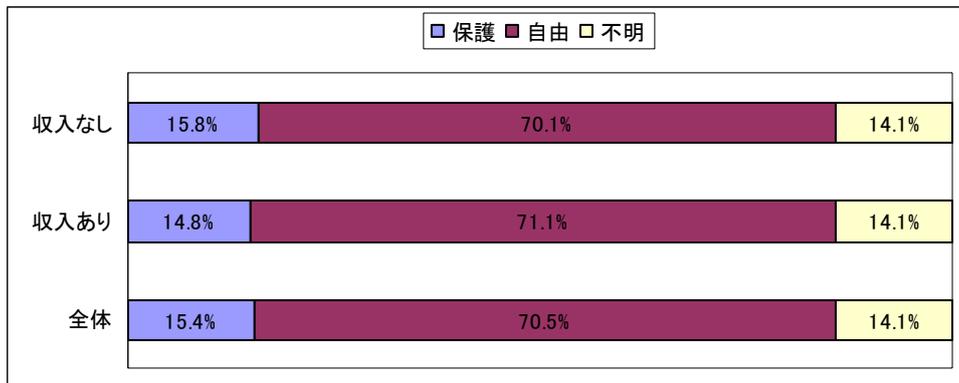
図表 5.3 : 創作活動の頻度別（2 段階）に見た、
権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見



	保護	自由	不明
月数回以下	69	333	65
週数回以上	70	301	65
全体	139	634	130

註： カイ 2 乗検定によって両グループの保護・自由の回答の分布について調べたところ、有意な差は認められなかった。

図表 5.4 : 創作活動から得ている収入の有無と
権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見



	保護	自由	不明
収入なし	82	364	73
収入あり	44	212	42
全体	126	576	115

注： カイ 2 乗検定によって両グループの保護・自由の回答の分布について調べたところ、有意な差は認められなかった。

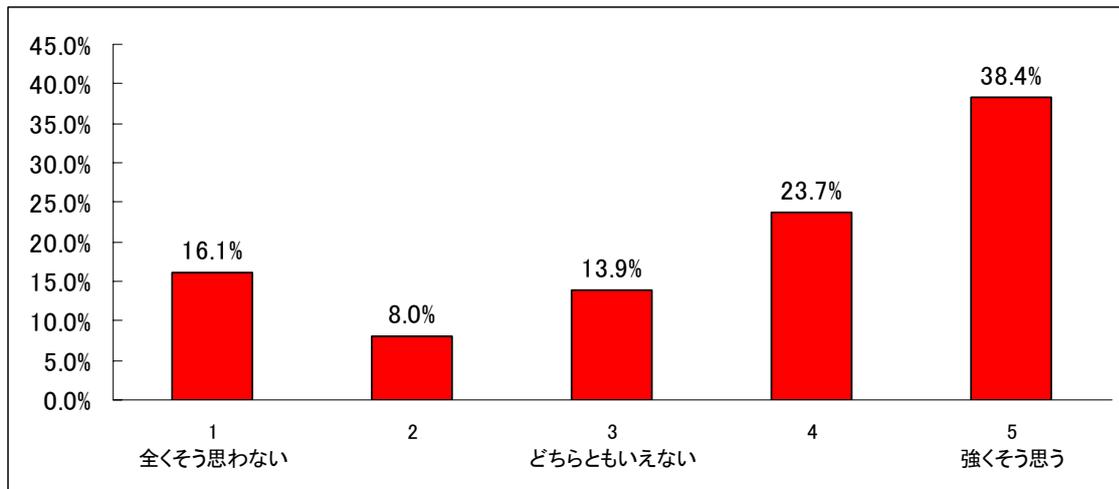
- 6 . 一般制限規定を導入すると仮定した場合、フェアであるかどうかを判断する上で考慮すべき要素としては、質問したいずれの要素についても一定程度「考慮すべき」との回答がみられたが、「元の作品に対して新たな創作性をつけ加えているかを考慮すべきである」が特に多くの支持を集めた。

表 6.1 : フェアであるかどうかを判断する際に考慮すべき要素についての意見

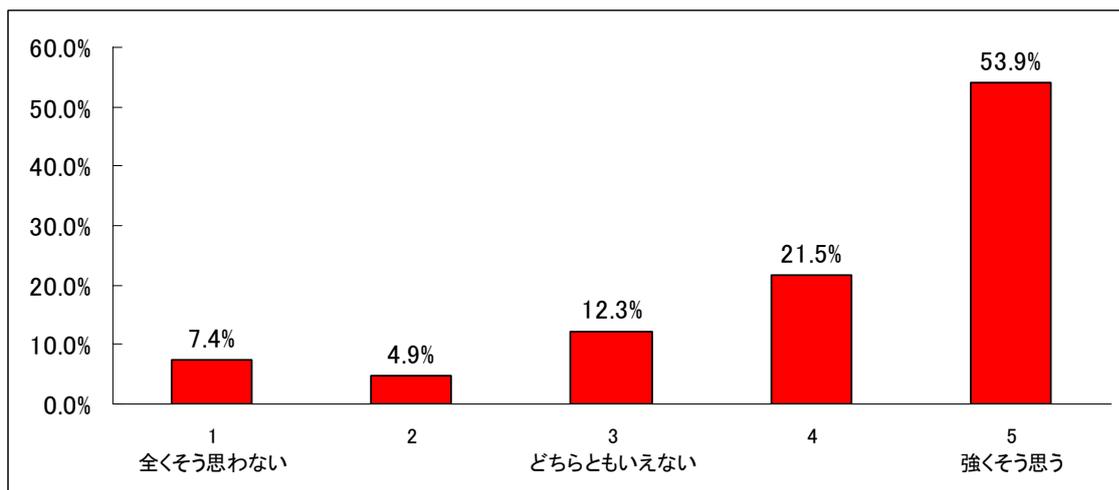
	1	2	3	4	5	計
Q18	146	73	126	215	349	909
Q19	67	44	111	195	488	905
Q20	154	91	160	174	331	910
Q21	117	82	162	202	344	907
Q22	207	87	179	153	280	906
Q23	89	67	188	233	325	902

フェアであるかどうかを判断する上で、以下の 6 つの要素について、考慮すべきであると思うかどうかを尋ねた。各考慮要素につき、回答数をグラフで示すと、以下のようになる。

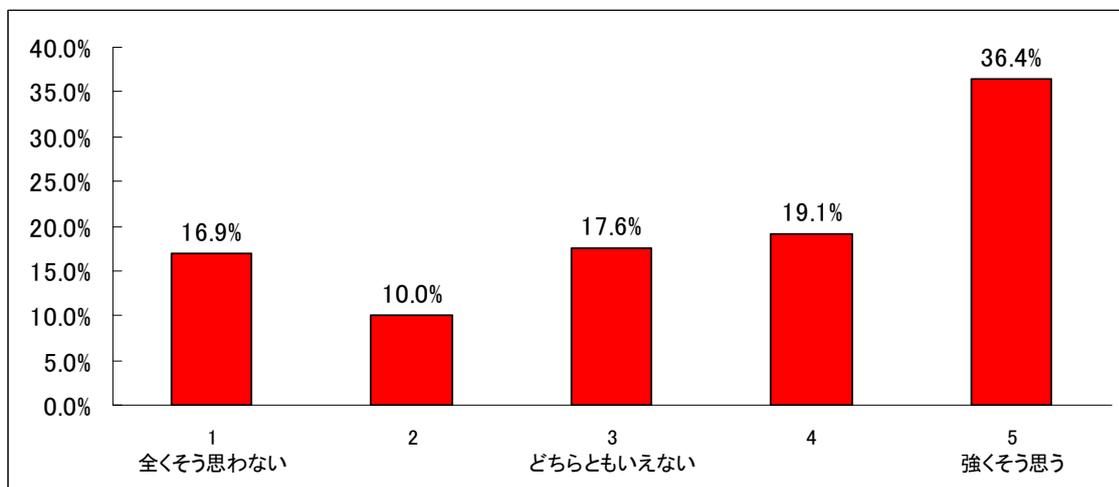
Q18. 「元の作品を丸ごと使っているか、一部しか使っていないか」を考慮すべきであると思うか



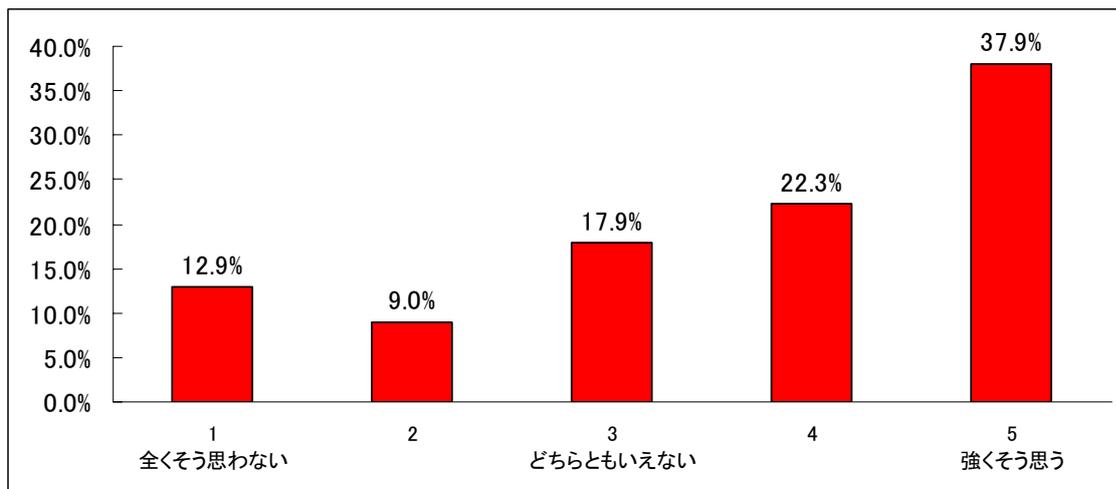
Q19. 「元の作品に対して新たな創作性をつけ加えているか」を考慮すべきであると思うか



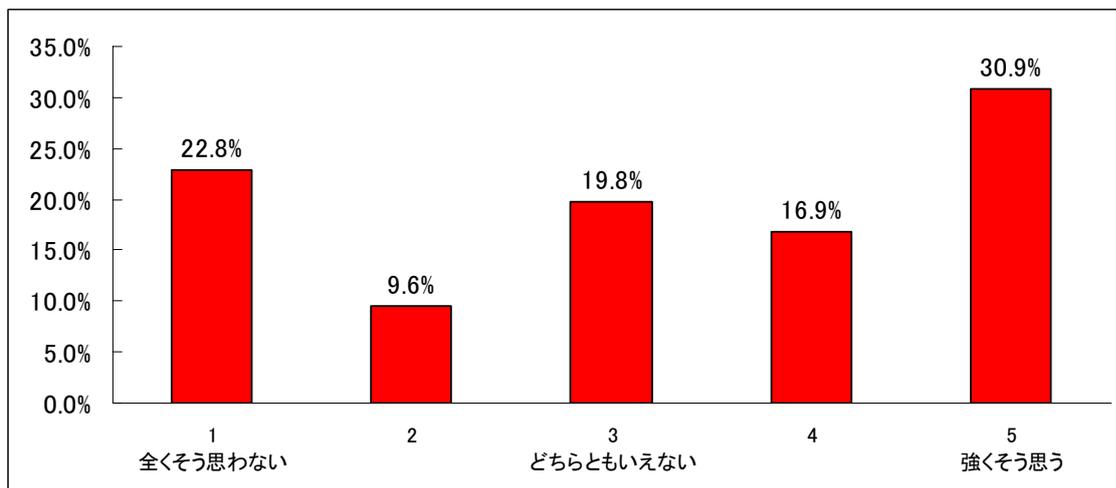
Q20. 「元の作品を使った人は、それによってお金を得ているか」を考慮すべきであると思うか



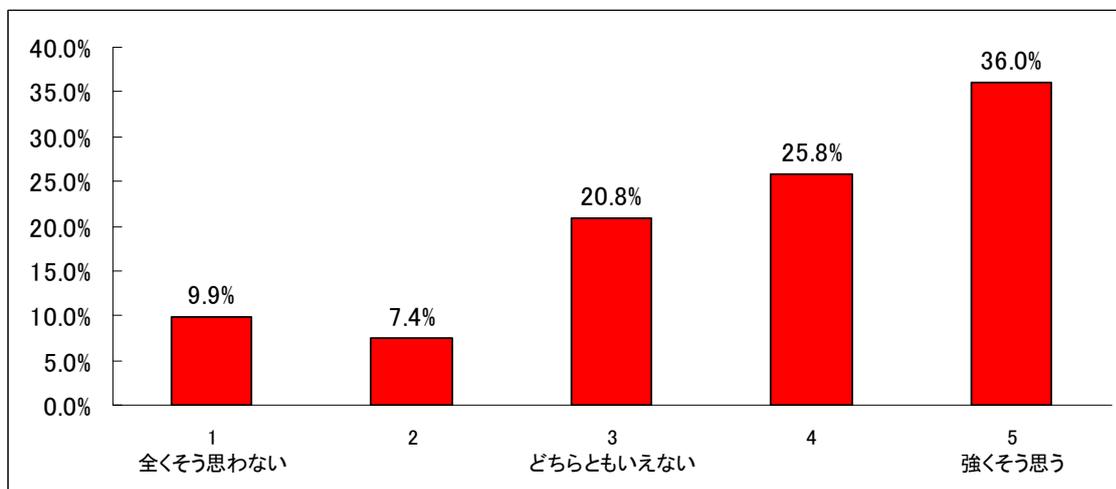
Q21. 「元の作品の売り上げに悪影響があるか」を考慮すべきであると思うか



Q22. 「元の作品を、社会の役に立つ形で使っているか」を考慮すべきであると思うか



Q23. 「パロディ、コラージュ、サンプリングなど、芸術表現の一形式として広く認識されている形で、元の作品を使っているか」を考慮すべきであると思うか



ここで、Q23（芸術表現形式）については、特に自ら創作活動を行っている人とそうでない人
の間で認識に違いがある可能性があることから、創作頻度によって何らかの傾向が見られるかを
調べたが、有意な差は認められなかった（表 6.2）。

表 6.2：創作活動の頻度別に見た、Q23 の回答分布

	肯定的（％）	否定的（％）
月に数回以下	279（79）	75（21）
週に数回以上	277（78）	80（22）
全体	556（78）	155（22）

註： 週数回程度またはそれ以上の頻度で創作活動を行っている者と、それ以外の者のグループにわけ、肯定的・否定的な回答
の分布についてカイ 2 乗検定を行ったが、有意な差は認められなかった。

また、Q20（利用からの収入の有無）、Q21（元作品の売上げへの悪影響）、Q23（芸術表現形式）
については、創作活動から収入を得ているかどうかで認識に違いがある可能性があることから、
収入の有無によって何らかの傾向が見られるかを調べたが、有意な差は認められなかった（表 6.3
ないし表 6.5）。

表 6.3：創作活動からの収入の有無と、Q20 の回答分布

	肯定的（％）	否定的（％）
収入なし	297（68）	141（32）
収入あり	150（64）	86（36）
全体	447（66）	227（34）

註： カイ 2 乗検定によって両グループそれぞれが肯定的・否定的な回答をする率について調べたところ、有意な差は認められ
なかった。

表 6.4：創作活動からの収入の有無と、Q21 の回答分布

	肯定的（％）	否定的（％）
収入なし	312（74）	108（26）
収入あり	175（71）	73（29）
全体	487（72）	185（28）

註： カイ 2 乗検定によって両グループそれぞれが肯定的・否定的な回答をする率について調べたところ、有意な差は認められ
なかった。

表 6.5：創作活動からの収入の有無と、Q23 の回答分布

	肯定的（％）	否定的（％）
収入なし	319（78）	91（22）
収入あり	185（78）	53（22）

全体	504 (78)	144 (22)
----	----------	----------

註： カイ2乗検定によって両グループそれぞれが肯定的・否定的な回答をする率について調べたところ、有意な差は認められなかった。

なお、上記に列挙した以外に考慮すべき要素があるかについて、自由回答形式で尋ねたところ (Q 24)、以下のような回答が多く見られた³。

<他に考慮して欲しい要素>

- ・ 作品のイメージを損ねるものではないか、リスペクトがあるか、愛があるか、感謝があるか、利用された人が精神的苦痛を受けているか、悪意があるか、故意に貶めているか、権利者の尊厳が守られているか、批判を超えた誹謗中傷か、など
- ・ きちんとクレジットがされているか (出典、著作権表示、URL など)
- ・ 元の権利者が利用を明確に拒否していないか
- ・ 元の作品が絶版などになっていないか、死蔵作品になっていないか、許諾を提供できない状況にないか (権利者が利用可能な環境を提供しているか)
- ・ 複数権利者や権利者不明など許諾をとるのが困難かどうか
- ・ 教育目的か、学ぶためであるか、学術利用であるか、障害者のための利用か、知る権利に貢献しているか
- ・ 必然性があるか、他の作品でも代替できるかどうか
- ・ 社会全体の文化の発展に貢献しているかどうか、文化的創造性があるか
- ・ 性的利用でないか、反社会的利用でないか
- ・ 元の権利者に利用を通知しているか、利用について意見を聞いているか
- ・ 元の作品が商業的に利用されているものか、元の作品が売上を上げているか
- ・ 利用が個人によるものか、会社などの組織によるものか
- ・ 使用時の品質・解像度・音質など
- ・ その分野における利用の慣習に反していないか
- ・ 創作者の創作意欲が低下しないかどうか
- ・ 利用の規模 (大規模か小規模か)

<その他の要望>

- ・ 利益を権利者に還元できる制度にしてほしい
- ・ 一般制限規定を権利者が明白に排除できる制度にしてほしい
- ・ すべての要素を総合的に考慮することとし、ひとつが満たされなければだめという制度にしないようにしてほしい
- ・ 公営放送や国の著作物は広く公開すべき

³ なお、これらは本報告書記載の便宜のために CCJP が取りまとめたものであり、全ての回答については、以下の URL に掲載しているので、参照されたい。

- ・ 作品がどこでどう使われたのか分かるようにしてほしい
- ・ 一般制限規定を誤解して適切でない利用を行う人が増えないように運営をきちんとしてほしい

7. 一般制限規定を導入する場合には、著作隣接権者からの許諾も同様に不要とするほうがよいとの意見が61%を占め、そうは思わないとの意見(18%)の3倍以上に上り、創作活動の頻度や創作活動からの収入の有無で有意な差は認められなかった。

現在、一般制限規定の導入の議論においては、著作権財産権がその議論の中心となっている。しかしながら、コンテンツの中には著作隣接権が同時に存在するものが多数存在する。これらのコンテンツについては、仮に一般制限規定が導入され一定の場合に著作権財産権の利用について許諾が不要となったとしても、著作隣接権については別途許諾が必要となるのではないかと、という疑問が生じる。そこで、本調査では、実演家とレコード製作者の権利が存在する音楽を例にとり、著作隣接権についても一般制限規定により許諾を不要とするほうがよいと考えるかを尋ねた。その結果を表7.1に示す。

表 7.1 : 回答の分布

タイプ	回答件数 (%)
不要とするほうがよい	552 (61)
そう思わない	166 (18)
不明	189 (21)

質問は以下の表現を用いた。

レコード会社が録音した音楽には、以下の人たちの権利があります。(1) 作詞家、(2) 作曲家、(3) 実演家(歌手、演奏者など)、(4) 録音したレコード会社。現在、一般制限規定(「日本版フェアユース」)と関連して議論されているのは作詞家、作曲家の部分です。録音した音楽を使うにあたっては、作詞家・作曲家以外の二者(実演家・レコード会社)については、別途許諾をもらう必要があるかどうかは、今のところ明らかではありません。

Q25. 一般制限規定(いわゆる「日本版フェアユース」)によって実演家・レコード会社からの許諾も不要になった方がよいと思いますか？

- * そう思う
- * そう思わない
- * どちらとも言えない/わからない

上記の回答結果について、創作活動の頻度(表7.2)や、創作活動から得ている収入の有無(表

7.3) と関係しているかどうかを分析したが、いずれの点でも、有意な差は認められなかった。

表 7.2 : 創作活動の頻度と、隣接権についての意見

	肯定的 (%)	否定的 (%)
月数回以下	282 (77)	82 (23)
週数回以上	269 (76)	84 (24)
全体	551 (77)	166 (23)

註： 週数回程度またはそれ以上の頻度で創作活動を行っている者と、それ以外の者のグループにわけ、肯定的・否定的な回答の分布についてカイ 2 乗検定を行ったが、有意な差は認められなかった。

表 7.3 : 創作活動からの収入の有無と、隣接権についての意見

	肯定的 (%)	否定的 (%)
収入なし	317 (76)	100 (24)
収入あり	185 (78)	51 (22)
全体	502 (77)	151 (23)

註： カイ 2 乗検定によって両グループが肯定的・否定的な回答をする率について調べたところ、有意な差は認められなかった。

- 8 . 一般制限規定を導入する場合には、著作者人格権者からの許諾も同様に不要とするほうがよいかどうかについては、賛成意見と反対意見が大きく分かれ、創作活動の頻度や創作活動からの収入の有無で有意な差は認められなかった。

一般制限規定の導入を検討する議論においては、著作者人格権の取り扱いをどのようにすべきかについても、議論がなされている。そこで、本調査では、とくに問題となりやすい同一性保持権を例にとり、著作者人格権についても、一般制限規定により許諾を不要とするほうがよいと考えるかを尋ねた。その結果を表 8.1 に示す。

表 8.1 : 回答の分布

	回答件数 (%)
不要とするほうがよい	366 (40)
そう思わない	327 (36)
不明	214 (24)

質問は以下の表現を用いた。

著作者は、自分の作品について意に反した改変を受けない権利などの「著作者人格権」を持っています。一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）でこの著作者人格権をどう扱うかは、今のところ明らかではありません。

Q26. あなたは一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）によって、これらの著作者人格権についても、許諾が不要になった方がよいと思いますか？

- * そう思う
- * そう思わない
- * どちらとも言えない／わからない

上記の回答結果について、創作活動の頻度（表 8.2）や、創作活動から得ている収入の有無（表 8.3）によって意見の違いに何らかの傾向が見られるかを分析した結果は以下のとおりである。

まず、創作活動の頻度別に、意見の違いを分析した結果、活動頻度が少ないグループでは、若干、著作者人格権者からの許諾も不要とした方がよいという回答が上回り、逆に活動頻度の高いグループでは、著作者人格権者からの許諾は必要であるという回答が若干上回るという現象が見られたが、その差異は小さく、カイ 2 乗検定によって見ても両グループの間に有意な差は認められなかった。

表 8.2：創作活動の頻度と人格権についての意見

	肯定的 (%)	否定的 (%)
月数回以下	196 (56)	152 (44)
週数回以上	169 (49)	174 (51)
全体	365 (53)	326 (47)

註：週数回程度またはそれ以上の頻度で創作活動を行っている者と、それ以外の者のグループにわけ、肯定的・否定的な回答の分布についてカイ 2 乗検定を行ったが、有意な差は認められなかった。

また、著作者人格権者からの許諾の要否について、創作活動から収入の有無によって意見の違いに何らかの傾向が見られるかを分析したが、回答の傾向には全く影響がないといえる。

表 8.3 : 創作活動からの収入の有無と、人格権についての意見

	肯定的 (%)	否定的 (%)
収入なし	206 (51)	196 (49)
収入あり	127 (54)	108 (46)
全体	333 (52)	304 (48)

註: カイ 2 乗検定によって両グループが肯定的・否定的な回答をする率について調べたところ、有意な差は認められなかった。

以上より、一般制限規定によって、著作者人格権者からの許諾も不要とすべきか否かに対する意見は回答者のバックグラウンドに左右されることなく、賛否が分かれていると考えられる。

(参考資料)

1. 回答者の属性

回答者の年齢分布

	回答者数 (%)
20歳以下	63 (7)
21-25歳	164 (18)
26-30歳	174 (19)
31-35歳	204 (22)
36-40歳	141 (15)
41-45歳	81 (9)
46-50歳	54 (6)
50歳以上	31 (3)

回答者の性別

	回答者数 (%)
男性	740 (81)
女性	160 (18)
(無回答)	12 (1)

回答者の創作活動の頻度

	回答者数 (%)
一切していない	87 (10)
年に数回程度	150 (16)
月に数回程度	233 (26)
週に数回程度、またはそれ以上	440 (48)
(無回答)	2 (0)

回答者の創作活動別の関与（重複回答可）

	回答者数（%）
ブログ・日記・記事など文章を書くこと	653（72）
掲示板・コミュニティへ文章を書くこと	398（44）
写真を撮ること	410（45）
音楽の作詞・作曲・演奏	200（22）
イラストや漫画を描くこと	219（24）
動画作品の制作	177（19）
コンピュータ・プログラムの作成	309（34）
（その他の記入）	96（11）

創作活動の成果の友人・知人や一般への公開

	回答者数（%）
一般に公開している	679（82）
友人・知人などの間だけで共有している	83（10）
他の人にはほとんど見せていない	62（8）

回答者が創作活動から得ている収入

	回答者数（%）
一切ない	523（57）
年に10万円未満	179（20）
年に10万円以上 50万円未満	38（4）
年に50万円以上 100万円未満	16（2）
年に100万円以上	68（7）
（無回答）	88（10）

インターネットの利用時間

	回答者数（%）
週に1時間以上 5時間未満	17（2）
週に5時間以上 10時間未満	91（10）
週に10時間以上 20時間未満	171（19）
週に20時間以上	629（69）
（無回答）	4（0）

2. 本調査の質問内容と回答の選択肢

著作権の一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）導入についてのアンケート

☆ まず、あなたについて教えてください

Q1. あなたの年齢を教えてください

- 20 歳以下
- 21-25 歳
- 26-30 歳
- 31-35 歳
- 36-40 歳
- 41-45 歳
- 46-50 歳
- 50 歳以上

Q2. あなたの性別を教えてください

- * 男性
- * 女性

Q3. あなたはどのぐらいの頻度で創作活動をしていますか？ 一番近いと思われるものを選んでください。

- * 一切していない → Q7 へ
- * 年に数回程度
- * 月に数回程度
- * 週に数回程度、またはそれ以上

Q4. あなたが創作活動をしている場合、その内容は？ * 複数回答可です

- * ブログ・日記・記事など文章を書くこと
- * 掲示板・コミュニティへ文章を書くこと
- * 写真を撮ること
- * 音楽の作詞・作曲・演奏
- * イラストや漫画を描くこと
- * 動画作品の制作
- * コンピュータ・プログラムの作成
- * その他:

Q5. あなたは創作活動の成果を、ネットなどを通して友人・知人や一般に公開していますか？

- * 一般に公開している
- * 友人・知人などの間だけで共有している
- * 他の人にはほとんど見せていない

Q6. あなたは、創作活動でお金をもらっていますか？ここでは、直接作品を売る場合だけでなく、広告やアフィリエイトなどを通じて収入を得る場合も含まれます。

- * 一切ない
- * 年に 10 万円未満
- * 年に 10 万円以上 50 万円未満
- * 年に 50 万円以上 100 万円未満
- * 年に 100 万円以上

Q7. あなたは週に何時間ぐらいインターネットを利用しますか？

- * 個人宛のメールをしている時間を除きます。携帯電話からの利用も含まれます。
- * 週に 1 時間未満 5 時間未満
- * 週に 5 時間以上 10 時間未満
- * 週に 10 時間以上 20 時間未満
- * 週に 20 時間以上

☆ フェアと考える利用について

以下の行為は現在の著作権法に照らすと権利者の許諾が必要とされる可能性が高い行為です。これらの行為を許諾なしに行うことは、フェアであると思いますか？ あなたの意見を教えてください。

シナリオ 1: ポスターの写りこみ

子供の誕生会の写真を撮影したら、リビングの壁にかかっていたポスターが写真の背景に写り込んでいたが、そのままブログで公開すること。

Q8. このような行為はフェアだと思いますか？ ☆ 質問の意味が分からない場合は無回答のままにしてください

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強くそう思う

シナリオ 2: テーマパークのキャラクターとの撮影内容の公開

ディズニーランドを訪れた人が、ミッキーマウスとツーショットで写真や動画を撮り、それをブログで公開すること。

Q9. このような行為はフェアだと思いますか？ ☆ 質問の意味が分からない場合は無回答のまま

にしてください

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強くそう思う

シナリオ 3: マスコット・キャラのパロディ

ある会社の批判をする人が、その会社のマスコット・キャラのパロディを作って、批判のために使うこと。

Q10. このような行為はフェアだと思いますか? ☆ 質問の意味が分からない場合は無回答のままにしてください

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強くそう思う

シナリオ 4: 音源利用

音楽CDを作る人が、他人の曲からドラムの音源を2小節ほど借用してそれを背景に繰り返し流す形で使うこと。

Q11. このような行為はフェアだと思いますか? ☆ 質問の意味が分からない場合は無回答のままにしてください

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強くそう思う

シナリオ 5: 社内利用

社内ミーティング用資料を作る人が、会社にある新聞や雑誌の記事をコピーしたり、翻訳したりすること。あるいは、同僚との連絡で、そのような資料をファックスやメールで送ること。

Q12. このような行為はフェアだと思いますか? ☆ 質問の意味が分からない場合は無回答のままにしてください

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強くそう思う

シナリオ 6: 電子アーカイブ化による保存

絶版になっている本や劣化が進んでしまうフィルムを図書館や文化施設が電子アーカイブ化すること。

Q13. このような行為はフェアだと思いますか? ☆ 質問の意味が分からない場合は無回答のままにしてください

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強くそう思う

シナリオ 7: 着うた作成サービス

個人が買ったCDの曲を、着うたのフォーマットに変換してその人にだけ送付するようなオンライン・サービスを、有料で提供すること。(サービスを提供するのは、その曲の作者など権利を持

っている人ではないとします)

Q14. このような行為はフェアだと思いますか? ☆ 質問の意味が分からない場合は無回答のままにしてください

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強くそう思う

一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）導入の是非について フェアである（合法とすべきである）とする具体的な事例について、一つ一つ具体的な条文を作って立法で対応するアプローチと、より抽象的・一般的に「フェア」となる要素だけを定めて、最終的に裁判所で判断するアプローチがあります。後者は、法律の条文上は比較的簡単で、法律を改正せずに様々な場面に対応できる柔軟性があると言われていています。同時に、何がフェアかの解釈をめぐる争いが増えたり、フェアとされるべきでない行為までフェアだと裁判所が判断してしまう可能性を心配する声もあります。

Q15. あなたはどちらの制度が よいと思いますか? (*包括的アプローチを採用する場合でも、これまでに上に挙げた行為の例が、すべてフェアとみなされることになるとは限りません)

- * 個別の事例ごとに立法で個別に対応すべきだと思う
- * 「フェア」となる要素を定めた包括的な条文をおき、最終的には裁判所で判断すべきだと思う
- * どちらとも言えない／わからない

Q16. どうしてそう思われるか、よろしければ教えてください * 関連する具体的なご経験があれば、ぜひ教えてください

(自由回答欄)

一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）導入の影響についても一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）が導入されると、一般原則に従って合法な利用とそうでない利用が判断されます。そうすると、クリエイターが事前に予想していなかったような形で自分の作品が使われることが増えると考えられます。同時に、他の人の作品もいろいろな使い方ができるようになります。

Q17. あなたはこれについて以下のどちらの立場に近いですか?

- * 「許諾無しでは、自分の作品が使われないけど、自分も他人の作品も使えない」方がよい
- * 「許諾無しでも自分の作品が使われるし、自分も他人の作品を使える」方がよい
- * どちらとも言えない／わからない

考慮すべき要素についてももしも一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）が導入されることになったら、著作物の利用がフェアであるかそうでないかを判断する時に、どのような要素

を考慮するべきでしょうか？ 下記の要素例について、考慮するべきかどうかあなたのご意見をおきかせ下さい。

Q18. 元の作品を丸ごと使っているか、一部しか使っていないか フェアであるかどうかを判断する上で、この点を考慮すべきでしょうか？

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強く思う

Q19. 元の作品に対して新たな創作性をつけ加えているか フェアであるかどうかを判断する上で、この点を考慮すべきでしょうか？

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強く思う

Q20. 元の作品を使った人は、それによってお金を得ているか フェアであるかどうかを判断する上で、この点を考慮すべきでしょうか？

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強く思う

Q21. 元の作品の売り上げに悪影響があるか フェアであるかどうかを判断する上で、この点を考慮すべきでしょうか？

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強く思う

Q22. 元の作品を、社会の役に立つ形で使っているか フェアであるかどうかを判断する上で、この点を考慮すべきでしょうか？

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強く思う

Q23. パロディ、コラージュ、サンプリングなど、芸術表現の一形式として広く認知されている形で、元の作品を使っているか フェアであるかどうかを判断する上で、この点を考慮すべきでしょうか？

全くそう思わない 1 2 3 4 5 強く思う

Q24. そのほかに考慮するべき要素について、ご意見があれば、ぜひ教えてください

*特になければ、空欄のままでも結構です

(自由回答欄)

最後に：隣接権と人格権について レコード会社が録音した音楽には、以下の人たちの権利があります。(1) 作詞家、(2) 作曲家、(3) 実演家（歌手、演奏者など）、(4) 録音したレコード会社。現在、一般制限規定（「日本版フェアユース」）と関連して議論されているのは作詞家、作曲家の部分です。録音した音楽を使うにあたっては、作詞家・作曲家以外の二者（実演家・レコード会社）については、別途許諾をもらう必要があるかどうかは、今のところ明らかではありません。

Q25. 一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）によって実演家・レコード会社からの許諾も不要になった方がよいと思いますか？

- * そう思う
- * そう思わない
- * どちらとも言えない／わからない

著作者は、自分の作品について意に反した改変を受けない権利などの「著作者人格権」を持っています。一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）でこの著作者人格権をどう扱うかは、今のところ明らかではありません。

Q26. あなたは一般制限規定（いわゆる「日本版フェアユース」）によって、これらの著作者人格権についても、許諾が不要になった方がよいと思いますか？

- * そう思う
- * そう思わない
- * どちらとも言えない／わからない

☆ ありがとうございました！ 以上で終了です。下記の送信ボタンを押してください。

3. 本調査の告知を行ったサイト、メーリングリストなどのうちCCJPの把握しているリスト
(順不同・敬称略)

- ・ CCJP ウェブサイト上ニュースリリース及びメルマガ (<http://www.creativecommons.jp/>)
- ・ ロフトワーク メールマガジン (<http://www.loftwork.com/>)
- ・ パテントサロン (<http://www.patentsalon.com/>)
- ・ Law & Practice (早稲田大学大学院法務研究科内ローレビュー) 編集委員メーリングリスト
(<http://www.lawandpractice.jp/>)
- ・ 一般社団法人インターネット協会 (<http://miau.jp/1248496200.phtml>)
- ・ 情報管理 Web (<http://johokanri.jp/stiupdates/info/2009/07/003437.html>)
- ・ コンテンツ政策研究会メーリングリスト
- ・ 日本ポップカルチャー委員会メーリングリスト
- ・ ブログ (Tower Records フリーマガジン 『intoxicate』)
(<http://blog.intoxicate.jp/content/2009/08/post-62ff.html>)
- ・ ブログ (ピアプロ開発者) (<http://blog.piapro.jp/>)
- ・ ブログ Log the Endless World (<http://www.huis.gr.jp/archives/362>)
- ・ ブログ (CCJP スタッフブログ) (<http://d.hatena.ne.jp/kleinteich/20090804/1249369097>)
- ・ Twitter (津田大介氏) (<http://twitter.com/tsuda/>)
- ・ Twitter (Yamazaki Fumi 氏) (Twitter <http://twitter.com/fumi>)
- ・ その他 :
ウィキペディア利用者のブログ、2ちゃんねるのスレッド、スラッシュドット・ジャパン、多数の Twitter 利用者の投稿、バイオインフォマティクスに関するメーリングリスト他

4. 単純化処理を行う前のクロス集計表

本報告書の本編中に掲載したクロス集計表は、理解を容易にするために回答者の属性（年齢、インターネット利用時間、創作活動の頻度、創作活動から得ている収入）について2グループないし3グループ程度にまとめたデータとなっている。しかし、実際の回答データは、回答の選択肢の数に応じて4～8程度のグループに細かく分類されている。そこで、参考までに、本編中の各クロス集計表について、回答の選択肢ごとの回答数（詳細版のクロス集計表）を以下に掲載する。なお、各集計表は、本編中の掲載順に並べ、本編中の対応するクロス集計表の番号を付した。

3.2. インターネット利用時間別の、個別・一般規定への意見

	個別	一般	不明
週に1時間未満 5時間未満	5	7	5
週に5時間以上 10時間未満	16	60	15
週に10時間以上 20時間未満	34	103	33
週に20時間以上	127	381	120
全体	182	551	173

3.3 年齢層別の、個別・一般規定への意見

	個別	一般	不明
20歳以下	21	22	20
21-25歳	37	90	37
26-30歳	42	105	26
31-35歳	34	128	41
36-40歳	20	100	21
41-45歳	10	54	17
46-50歳	11	36	7
50歳以上	5	17	9
全体	174	552	184

4.2: インターネット利用時間別に見た、権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見

	保護	自由	不明
週に10時間以上 20時間未満	26	113	30
週に1時間未満 5時間未満	4	11	2
週に20時間以上	87	451	87
週に5時間以上 10時間未満	21	58	11
全体	138	633	130

4.3:年齢層別に見た、権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見

	保護	自由	不明
20歳以下	14	39	10
21-25歳	36	104	23
26-30歳	24	126	21
31-35歳	24	156	23
36-40歳	18	98	25
41-45歳	10	57	13
46-50歳	9	37	8
50歳以上	4	19	7
全体	131	636	130

5.1:創作活動の頻度別（4段階）に見た、個別・一般規定への意見

	個別	一般	不明
一切していない	24	48	15
年に数回程度	29	88	33
月に数回程度	48	147	37
週に数回以上	83	267	89
全体	184	550	174

5.2:創作活動から得ている収入階層別（5段階）に見た、個別・一般規定への意見

	個別	一般	不明
一切ない	100	314	107
年に100万円以上	31	115	33
年に10万円以上 50万円未満	8	25	5
年に10万円未満	6	8	2
年に50万円以上 100万円未満	15	41	12
全体	160	503	159

5.3:創作活動の頻度別(4段階)に見た、権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見

	保護	自由	不明
一切していない	12	60	15
年に数回程度	22	105	22
月に数回程度	35	168	28
週に数回程度、またはそれ以上	70	301	65
全体	139	634	130

5.4:創作活動から得ている収入別に見た、権利保護と利用の自由のいずれを重視するかに関する意見

	保護	自由	不明
一切ない	82	364	73
年に10万円未満	22	135	21
年に10万円以上 50万円未満	10	24	4
年に50万円以上 100万円未満	1	11	3
年に100万円以上	11	42	14
全体	126	576	115

6.2:創作活動の頻度別に見た、Q23の回答分布

	1	2	3	4	5
一切していない	7	5	22	24	28
年に数回程度	11	13	36	37	52
月に数回程度	26	13	55	62	76
週に数回以上	44	36	75	110	167
全体	88	67	188	233	323

6.3:創作活動からの収入の有無と、Q20の回答分布

	1	2	3	4	5
一切ない	89	52	84	101	196
年に100万円以上	17	4	9	13	25
年に10万円以上 50万円未満	3	4	10	5	15
年に10万円未満	31	23	40	33	51
年に50万円以上 100万円未満	2	2	4	1	7
全体	142	85	147	153	294

6.4:創作活動からの収入の有無と、Q21の回答分布

	1	2	3	4	5
一切ない	64	44	101	118	194
年に100万円以上	6	11	11	12	28
年に10万円以上 50万円未満	4	3	7	8	14
年に10万円未満	25	21	28	39	65
年に50万円以上 100万円未満	3	0	4	1	8
全体	102	79	151	178	309

6.5:創作活動からの収入の有無と、Q23 の回答分布

	1	2	3	4	5
一切ない	9	5	13	18	23
年に 100 万円以上	3	1	8	12	13
年に 10 万円以上 50 万円未満	17	16	37	31	75
年に 10 万円未満	2	0	1	4	9
年に 50 万円以上 100 万円未満	81	63	166	208	296
全体	9	5	13	18	23

7.2:創作活動からの収入の有無と、隣接権についての意見

	そう思う	そう思わない	不明
一切ない	317	100	101
年に 100 万円以上	41	15	12
年に 10 万円以上 50 万円未満	23	5	9
年に 10 万円未満	111	31	37
年に 50 万円以上 100 万円未満	10	0	6
全体	502	151	165

7.3:創作活動の頻度と、隣接権についての意見

	そう思う	そう思わない	不明
一切していない	48	14	25
年に数回程度	144	41	47
月に数回程度	269	84	84
週に数回以上	90	27	32
全体	551	166	188

8.2:創作活動から得ている収入と、著作権者人格権についての意見

	そう思う	そう思わない	不明
一切ない	206	196	117
年に 100 万円以上	26	30	12
年に 10 万円以上 50 万円未満	13	18	6
年に 10 万円未満	82	56	41
年に 50 万円以上 100 万円未満	6	4	6
全体	333	304	182

8.3:創作活動の頻度と、著作者人格権についての意見

	そう思う	そう思わない	不明
一切していない	32	22	33
年に数回程度	102	81	49
月に数回程度	169	174	94
週に数回以上	62	49	38
全体	365	326	214